

社会福祉法人 杜の会 役員・評議員の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杜の会の法人業務に伴う役員・評議員等に対する費用弁償に定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の業務の場合は、日当として10,000円を支給できるものとする。

2 交通費については、旅費規程に定めるところによる。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の業務の場合は、この規程は適用しない。

附 則

1 この規程は、2016（平成28）年10月1日から施行する。

2 この規程は、2017（平成29）年2月1日に改正し、2017（平成29）年2月1日から適用する。